

一般財団法人島根県建築住宅センター
次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センター次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「財団」という。）が実施する次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務に係る適合審査料金について、必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 業務規程第11条第1項の適合審査料金（以下「料金」という。）の額は、依頼1件につき次に掲げる額とする。

(1) 一戸建ての住宅

項目	基準	料金の額 (税別)
省エネルギー性	①断熱等性能等級4	20,000円
	②一次エネルギー消費量等級4以上	30,000円
耐久性・可変性	③劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上	21,000円
耐震性	④耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上	28,000円
	⑤免震建築物	
バリアフリー性	⑥高齢者等配慮対策等級3以上	21,000円

項目が2以上の場合は、それぞれの料金の額を加算した額とする。

(2) 共同住宅等

依頼者と財団が協議して定めた額

(計画変更料金)

第3条 次世代住宅ポイント対象住宅証明書（以下「証明書」という。）が交付された後に行う計画の変更に係る料金の額は、当初の依頼に係る料金の額の2分の1の額とする。

(再発行料金)

第4条 証明書の再発行を行う場合の料金の額は、1,000円（税別）とする。

(料金の支払方法等)

第5条 料金の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センター次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、依頼者の負担とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。